会計	36	土地区画整理	里費特別会計		所管課
款	1	土地区画塾	整理事業費		事業名
項	1	土地区画塾	整理事業費		事 来名
Ħ	1	境港新都市土地	区画整理事業費		補助単独の別
	É	前年度		要求	段階

所管課	都市整備課
事業名	土地区画整理事業管理費
補助単独の別	単独

		前年度	要求	段階	財政課長内示	総務部長	市長査定·最終調整	予算計上	増減
		1	当初要求 ②	追加要求等	3	④(増減額)	⑤(増減額)	6=3+4+5	6-1
3	事業費	1,175	1,175		1,175			1,175	
	玉								
財	県								
源内	市債								
訳	その他	1,175	1,187		1,175			1,175	
	一般財源		▲ 12						

事業概要	土地区画整理事業地内の保留地の除草清掃を行う。	今年度 見直し 事 項	
事業目的	定期的な除草清掃により環境美化に努め、保留地の販売促進を図る。		
現状と 背景	保留地が全て売却されるまで維持管理が必要である。未売却となっている保留地は、境港新都市土地区画整理事業地内に33区画、深田川土地区画整理事業地内に8区画ある。	その他	

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	2	公 債 費
項	1	公 債 費
目	1	元 金

所管課	都市整備課
事業名	長期借入金元金償還金
補助単独の別	単独

		前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長	市長査定·最終調整	予算計上	増減
		1	当初要求 ②	追加要求等	3	④(増減額)	⑤(増減額)	6=3+4+5	6-1
1	事業費	53,356	32,106		32,106			32,106	▲ 21,250
	玉								
財	県								
源内	市債								
訳	その他	53,356	32,106		32,106			32,106	▲ 21,250
	一般財源								

事業概要	これまでに借り入れた市債の元金を償還(返済)する。《市債》 土地 区画整理事業の実施に際して、単年度では財源確保が難しいことや住民 負担を世代間で公平化(施設を利用する全世代で負担)するために借り 入れる市の長期借入金	今年度 見直し 事 項	
事業目的	過去に借り入れた市債の元金を償還する。		
現状と 背景	市債の元金償還額は平成22年度がピークであり、それ以降は減少していく。	その他	

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	2	公 債 費
項	1	公 債 費
目	2	利 子

也区画整理	里費特別会計		所管課	都市整備課		
公債	責 費		事業名	E ### 1 人利 7 唐 告 人		
公債	責 費		争耒泊	長期借入金利子償還金		
利	子		補助単独の別	単独		
		•				

		前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長	市長査定·最終調整	予算計上	増減
		1)	当初要求 ②	追加要求等	3	④(増減額)	⑤(増減額)	6=3+4+5	6-1
1	事業費	2,044	1,333		1,333			1,333	▲ 711
	玉								
財	県								
源内	市債								
訳	その他	2,044	1,333		1,333			1,333	▲ 711
	一般財源								

事業概要	これまでに借り入れた市債の利子を償還(返済)する。	今年度 見直し 事 項	
事業目的	過去に借り入れた市債の利子を償還する。		
現状と 背景	市債の利子償還額は年々減少していく。	その他	

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	3	予 備 費
項	1	予 備 費
目	1	予 備 費

会計	36	土地区画整理費特別会計		所管課	都市整備課
款	3	予 備 費		事業名	予 備 費
項	1	予 備 費			
Ħ	1	予 備 費		補助単独の別	単独

		前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長	市長査定·最終調整	予算計上	増減
		1	当初要求 ②	追加要求等	3	④(増減額)	⑤(増減額)	6=3+4+5	6-1
3	事業費	500	500		500			500	
財	玉								
	県								
源内	市債								
訳	その他	500	500		500			500	
	一般財源								

事業概要	当初予算計上時には予期できなかった臨時的・突発的な事柄に即応するためには、補正予算を編成し臨時市議会において議決を経るのが原則であるが、軽微なものについてまで臨時市議会の開催等は非効率であることから、当初予算において使途を限定しない予備費を計上している。	今年度 見直し 事 項	
事業目的	臨時的・突発的に生じた事柄に対し、予算措置の有無に関らず、ある程 度即応できる経費を確保する。		
現状と 背景	予備費は、議会の否決した費途に充てることができない(地方自治法第 217条第2項)と定められている。予備費を充当した費目及び金額は決算 書に記載する。	その他	